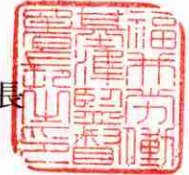


福井基署発 0509 第 2 号
令和 5 年 5 月 9 日

一般社団法人福井県建設業協会 会長 殿

福井労働基準監督署長



建設業における長時間労働の削減と溶接ヒュームにかかる健康障害防止について

平素は、労働基準行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設業においては、労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から適用されることから、適用猶予期間中の長時間労働削減に関する取組が重要であります。しかしながら、令和 4 年度に貴協会の協力により福井労働局で実施した自主点検では、別添 1 のとおり一部の建設事業者においては、恒常的な時間外・休日労働が認められ、令和 6 年 4 月から適用される上限規制が順守できる水準まで達していませんでした。

また、金属アーク溶接等作業で発生する「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかとなったことから、別添 2 のとおり令和 3 年 4 月 1 日から健康障害防止措置を義務付けており、屋外も含めて建設現場での金属アーク溶接等作業でも対応が必要となっております。しかしながら、当署管内の建設現場においては、未だ金属アーク溶接等作業を行っているのに特定化学物質作業主任者を選任していないなどの事例が散見されます。

貴協会におかれましては、これまで、働き方改革関連法を始め労働関係法令の遵守等に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めて、長時間労働の削減と溶接ヒュームにかかる健康障害防止について、別添 1 及び 2 のリーフレット等の活用により、会員事業場に対する周知啓発への御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、別添 3 の業務改善助成金及び別添 4 の働き方改革推進支援助成金なども御活用いただき、建設業における労働者の賃金引上げについても、御検討いただくようお願い申し上げます。

建設業に対する長時間労働と取引環境に関する確認・自主点検結果



対象事業場数：571社 回答事業場における全労働者数：7,125人
 回答事業場数：453社 回答事業場の全労働者のうち技術者：3,519人、技能者：1,574人
 実施時期：令和4年10～11月
 対象事業場：（一社）福井県建設業協会の会員事業場（577事業場（支社等6事業場含む））

ポイント1

令和6年4月施行となる上限規制への準備が完了しておらず、恒常的な時間外・休日労働が発生している会社がある！！

令和6年4月以降に適用される時間外労働の上限を超えた事業場

最長は
226時間！

1年間の時間外労働が720時間超 **13社 (2.9%)**

1か月の時間外・休日労働の合計が100時間以上 **17社 (3.8%)**

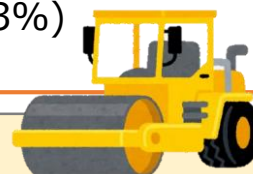
1か月の時間外労働が45時間超の回数が6回超 **18社 (4.0%)**

時間外・休日労働が2～6か月の平均で80時間超 **20社 (4.4%)**

ポイント2

福井県内の建設業では、約9%の会社で月80時間超、約3%の会社で年間720時間超の過重な労働が行われている

1か月の時間外・休日労働が80時間超の労働者がいる事業場 42社(9.3%)
 1年間の時間外が720時間超の労働者がいる事業場 13社(2.9%)



ポイント3

- ・月80時間超の残業が発生する現場は
 - 発注者別では**地方自治体**が高い割合を占める
 - 工事内容別では**土木一式工事**が約37%と高い
- ・年間720時間超の時間外労働を行う労働者は
 - 職種別では**現場代理人、その他技術者が4分の3**
 - 役職別では**非管理職：69.2% 管理職：30.8%**

月80時間超の残業が発生する現場（発注者別）	県	35.7%
	民間（企業）	23.8%
	市	11.9%
	町	11.9%
	国土交通省	9.5%
月80時間超の残業が発生する現場（工事内容別）	土木一式工事	36.8%
	建築一式工事	28.9%
	鋼構造物工事	7.9%

月80時間超の残業を行った労働者（職種別）	現場代理人	28.6%
	監理技術者、主任技術者	26.2%
	その他技術者	16.7%
	技能者	11.1%
月80時間超の残業を行った労働者（役職別）	管理職	23.8%
	非管理職	61.9%

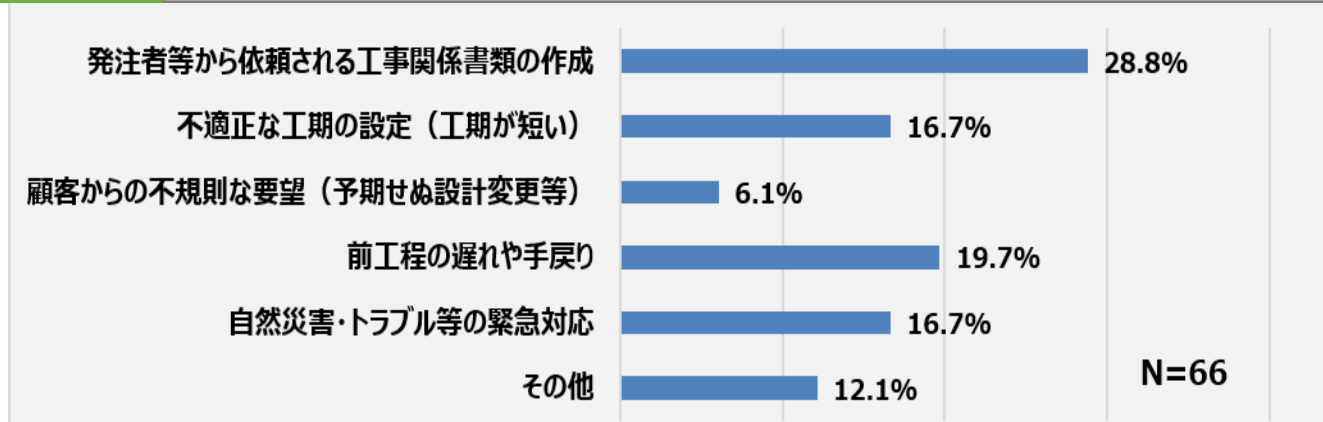


月80時間を超える残業時間となった自社以外の要因は

- ・発注者等から依頼される工事関係書類の作成
- ・前工程の遅れや手戻り
- ・不適正な工期の設定（工期が短い）
- ・自然災害、トラブル等の緊急対応



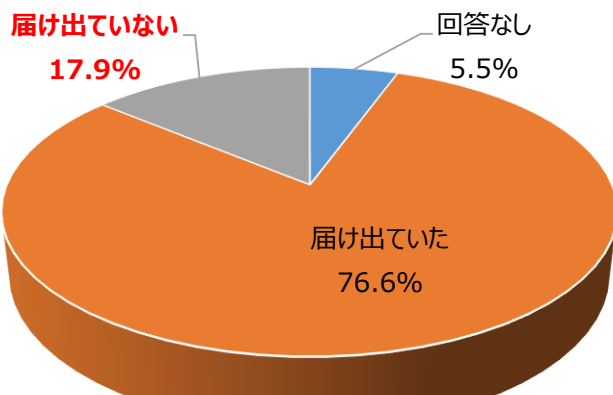
ポイント4



ポイント5

時間外・休日労働に関する協定届（通称、36協定）を届け出していない会社が約18%！

36協定の届出について



1分でも労働者に**残業**をさせるときは、**36協定**を締結し、**毎年**所轄の労基署に届け出る必要がある！



1	36協定を届け出ている	347社 (76.6%)
2	届け出していない会社のうち、時間外・休日労働が全くないので届け出していない	15社 (3.3%)
3	届け出していない会社のうち、 時間外・休日労働があるのに36協定を届け出していない	66社 (14.6%)
3の内訳	36協定の書き方が分からなかったため	10社 (15.2%)
3の内訳	毎年届け出る必要があると思っていないため	4社 (6.1%)
理由について回答があったもの	届け出を失念していたため	3社 (4.5%)
理由について回答があったもの	36協定は締結したが労基署へ届ける時間的余裕がなかったため	1社 (1.5%)

大雪の際の除雪について



災害その他避けることのできない事由（雪害含む）によって、臨時の必要がある場合には、労働時間の延長の許可申請・届出（労基法33条）を所轄労基署に行うことにより、時間外・休日労働を行わせることができます。

詳細は最寄りの労働基準監督署、労働局監督課まで

☞労働時間の延長（労基法33条）についてはこちら

労働時間の延長の許可申請・届出様式はこちら☞



屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ

金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「**溶接ヒューム**」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和3年4月1日から施行・適用**します。

※作業主任者の選任について経過措置があります（令和4年4月1日施行）

- このリーフレットは、金属アーク溶接等作業を**屋外作業場**や、**毎回異なる屋内作業場**で行う事業者向けのものです。
- 金属アーク溶接等作業を**継続して屋内作業場**で行う方は、リーフレット「金属アーク溶接等作業を**継続して屋内作業場**で行う皆さまへ」をご覧ください。

※「屋内作業場」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。

- ・作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他のしゃへい物が設けられている場所
- ・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所

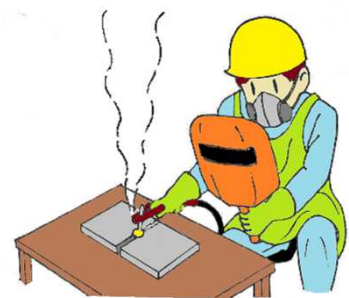
※「継続して行う屋内作業場」には、建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行わないものは含まれません。

1. 新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業（※）において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第2類物質）として位置付けました。

※金属アーク溶接等作業

- ・金属をアーク溶接する作業、
- ・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
- ・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業（**燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません**）



溶接ヒューム

主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状
発がん性：国際がん研究機関（IARC）グループ1 ヒトに対する発がん性	溶接により生じた蒸気が空气中で凝固した固体の粒子（粒径0.1～1μm程度）
その他：溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン（MnO）について 神経機能障害 三酸化二マンガン（Mn ₂ O ₃ ）について 神経機能障害、呼吸器系障害	



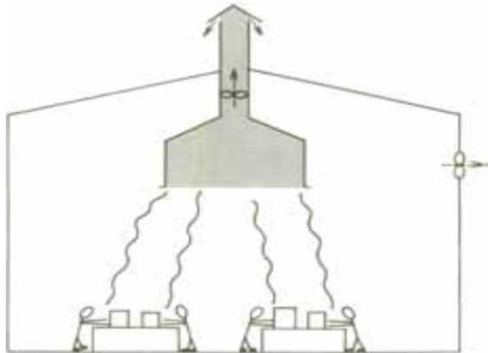
2. 特定化学物質としての規制

(1) 屋内作業場における全体換気装置による換気等

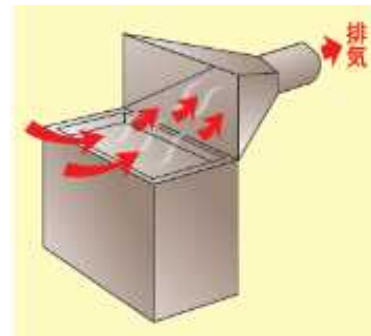
(特化則第38条の21第1項)

- 屋内作業場で金属アーク溶接等作業を行う場合は、溶接ヒュームを減少させるため、**全体換気装置**による換気の実施またはこれと同等以上の措置を講じる必要があります。
※「同等以上の措置」には、プッシュプル型換気装置、局所排気装置が含まれます。
- 「**全体換気装置**」とは、動力により全体換気を行う装置をいいます。なお、全体換気装置は、特定化学物質作業主任者(→3ページ)が、**1月を超えない期間**ごとに、その損傷、異常の有無などについて**点検**する必要があります。

【全体換気装置の例】



【局所排気装置の例】



(2) 有効な呼吸用保護具の使用 (特化則第38条の21第5項)

金属アーク溶接等作業(→1ページ)に労働者を従事させるときは、当該労働者に**有効な呼吸用保護具**を使用させることが必要です。

- ※ **特化則**に基づく呼吸用保護具の使用の義務化前から**粉じん則**の規定により、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。

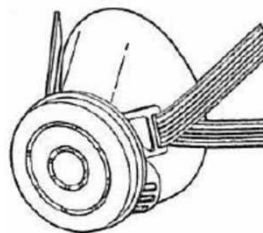
(参考) 呼吸用保護具の種類

防じんマスク

【取り替え式・全面形面体】



【取り替え式・半面形面体】



【使い捨て式】



電動ファン付き呼吸用保護具

【全面形面体】



【半面形面体】



(3) 掃除等の実施 (特化則第38条の21第9項)

金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う屋内作業場の床等を、水洗等によって容易に掃除できる構造のものとし、**水洗等粉じんの飛散しない方法**によって、**毎日1回以上掃除**しなければなりません。

※「水洗等」には超高性能（HEPA）フィルター付き真空掃除機が含まれますが、粉じんの再飛散に注意する必要があります。

(4) 特定化学物質作業主任者の選任 (特化則第27条、第28条)

「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、次の職務を行わせることが必要です。

(令和4年3月31日まで経過措置あり) → 4ページ)

- ① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、吸入しないように、**作業の方法を決定し、労働者を指揮**すること
- ② 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを**予防するための装置を1か月を超えない期間ごとに点検**すること
- ③ **保護具**の使用状況を監視すること

(5) 特定化学物質健康診断の実施等 (特化則第39条～第42条)

溶接ヒュームを取り扱う作業に常時従事する労働者などに対して、健康診断を行うことが必要です。

- 金属アーク溶接等作業に**常時従事する**労働者に対し、雇入れまたは当該業務への配置換えの際およびその後**6月以内ごとに1回**、定期的に、規定の事項について健康診断を実施する（1次健診）。
- 上記健康診断の結果、他覚症状が認められる者等で、医師が必要と認めるものに対し、規定の事項について健康診断を実施する（2次健診）。
- 健康診断の結果を労働者に通知する。
- 健康診断の結果（個人票）は、5年間の保存が必要。
- 特定化学物質健康診断結果報告書（特化則様式第3号）を労働基準監督署長に提出する。
- 健康診断の結果異常と診断された場合は、医師の意見を勘案し、必要に応じて労働者の健康を保持するために必要な措置を講じる。

■ 溶接ヒュームの健診項目

1次検診	①業務の経歴の調査 ②作業条件の簡易な調査 ③溶接ヒュームによるせき等パーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査 ④せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査 ⑤握力の測定
2次健診	①作業条件の調査 ②呼吸器に係る他覚症状等がある場合における胸部理学的検査等 ③パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査 ④医師が必要と認める場合における尿中等のマンガンの量の測定

※金属アーク溶接等作業に常時従事する場合は、上記とは別に「じん肺健康診断」の実施（じん肺法第7～9条の2）が必要ですのでご注意ください。

(6) その他必要な措置

金属アーク溶接等作業に関し、次の措置を講じることが必要です。

- ① **安全衛生教育** (安衛則第35条)
労働者を新たに雇い入れたときや、労働者の作業内容を変更したときは、労働者が従事する業務に関する安全または衛生のため必要な事項について、教育を行う。
- ② **ぼろ等の処理** (特化則第12条の2)
対象物に汚染されたぼろ (ウエス等)、紙くず等を、ふた付きの不浸透性容器に納めておく。
- ③ **不浸透性の床の設置** (特化則第21条)
作業場所の床は、不浸透性のもの (コンクリート、鉄板等) とする。
- ④ **立入禁止措置** (特化則第24条)
関係者以外の立入禁止と、その旨の表示を行う。
- ⑤ **運搬貯蔵時の容器等の使用等** (特化則第25条)
対象物を運搬、貯蔵する際は、堅固な容器等を使用し、貯蔵場所は一定の場所にし、関係者以外を立入禁止にする。
- ⑥ **休憩室の設置** (特化則第37条)
対象物を常時製造・取り扱う作業に労働者を従事させるときは、作業場以外の場所に休憩室を設ける。
- ⑦ **洗浄設備の設置** (特化則第38条)
以下の設備を設ける。
 - ・洗眼、洗身またはうがいの設備
 - ・更衣設備
 - ・洗濯のための設備
- ⑧ **喫煙または飲食の禁止** (特化則第38条の2)
対象物を製造・取り扱う作業場での喫煙・飲食の禁止と、その旨の表示を行う。
- ⑨ **有効な呼吸用保護具の備え付け等** (特化則第43条、第45条)
必要な呼吸用保護具を作業場に備え付ける。

3. 施行日・経過措置

規制の内容	2020(令和2)年				2021(令和3)年				2022(令和4)年				
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
特定化学物質 作業主任者の選任													選任義務 (4/1~)
全体換気の実施 特殊健康診断の実施 その他必要な措置													実施義務(4/1~)

改正内容に関する通達・資料はこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00001.html



設備投資をお考えの事業主の皆さま！

生産性を上げて、最低賃金を引き上げ！

令和5年度「業務改善助成金」

いますぐ、ご確認ください

下記の6つ全てにチェックが入る場合、助成金の対象になるかもしれません！
※すでに実施されている場合は対象になりません

対象になる事業場

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
福井県の場合は **918円以下** (R4.10.2から)
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

支給の要件

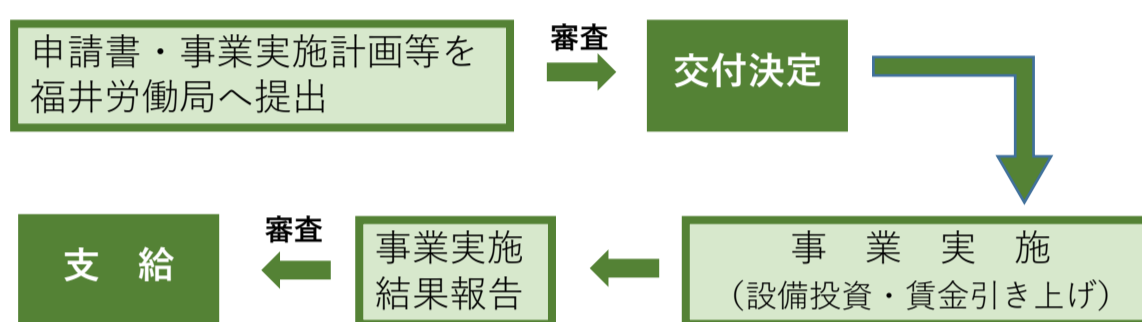
- 賃金引き上げ計画を策定し、一定額以上引き上げること
- 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- 生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行い、その費用を支払うこと

概要

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。***年度内に2回の申請も可能です。**

【設備投資等】 機器・設備の導入、経営コンサルティングなど
〔生産量要件※1 または 物価高騰等要件※2 に該当する場合は、特例としてパソコン、スマホ、タブレットの新規購入及び乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車等も助成対象として認められます。〕

手続きの流れ



ご留意いただきたい事項

予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
【申請期限】令和6年1月31日 【事業完了の期限】令和6年2月28日

区分	賃金を引き上げる労働者数・助成上限額 ※下段は、事業場規模30人未満の事業者				
	1人	2~3人	4~6人	7~9人	10人以上
30円コース	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
	60万円	90万円	100万円	120万円	130万円
45円コース	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
	80万円	110万円	140万円	160万円	180万円
60円コース	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
	110万円	160万円	190万円	230万円	300万円
90円コース	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円
	170万円	240万円	290万円	450万円	600万円

【助成率】 ()内は生産性要件を満たした場合
福井県の場合は、4/5 (9/10)

*事業場の所在地が、福井県以外の場合の助成率および上限額については、管轄する労働局にお問い合わせください。



申請様式等、詳しくはコチラ



※1 生産量要件: 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の平均値が、前年、前々年または3年前同期に比べ、15%以上減少している事業者をいいます。

※2 物価高騰等要件: 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、最近3か月間のうち任意の1月における売上高総利益率又は売上高営業利益率が、前年同月に比べ3%ポイント低下している事業者をいいます。

福井県内での

『活用事例』



【食品製造業】 受注接客販売をDX化

導入前	店舗での接客販売と電話注文により菓子の販売を行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> ✓「受注管理システム」を導入し、受注機能のあるホームページを作成した ✓ネット注文が可能となり、顧客対応の時間を短縮することができた ✓ネット上で集客が可能になり、売上も増加した ✓従業員の負担軽減につながり、環境改善が図られた

裏面へつづく

【サービス業】 勤怠管理システムの導入	
導入前	手作業でデータ入力を行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> ➤ データ処理が格段に速くなった ➤ 出退勤の打刻漏れが無くなった ➤ 勤怠管理や給与計算に使っていた時間を他の業務に費やすことができるようになった

【飲食業】 セルフオーダーシステムの導入	
導入前	ホールスタッフが注文を取っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 注文から料理提供までのスピードが速くなり顧客の回転率がアップした ➤ メニューや料理説明の多言語表示が可能となり外国人の顧客への対応がスムーズに行えるようになった

【宿泊業】 セルフ決済システムの導入	
導入前	チェックアウト時にフロントが込み合っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> ➤ フロントの混雑が解消された ➤ フロント業務の繁忙時に人員を集中させるためのシフト調整が不要となった

【サービス業】 POSレジシステムの導入	
導入前	清算機能のみを有するレジを使用していた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> ➤ セールなどの割引の際、毎回、手入力する必要が無くなり、清算ミスも減少した ➤ 顧客のレジ待ち時間が短縮した

【建設業】 フォークリフトの導入	
導入前	資材の運搬積み下ろし作業を既存のフォークリフトと手作業で行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 複数台のフォークリフトを同時に稼働することで作業時間が大幅に短縮した ➤ 手作業での資材の積み下ろし作業が軽減された

【卸売業】 会議用大型モニターの導入	
導入前	本社と工場が同一敷地内に無いため、会議をする場合、お互いに行き来していた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> ➤ オンラインで会議ができるため、お互いに行き来する必要が無くなった ➤ 打ち合わせ画面の保存や共有が可能となり、より質の高い会議ができるようになった

【医療福祉業】 リフト付き特殊車両の導入	
導入前	車椅子対応ができる車両が不足していた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> ➤ リフト付き特殊車両を導入し、車椅子が必要な利用者の送迎時間が短縮した ➤ 送迎時の人員の削減、作業能率が向上し、時間の有効活用が可能になった

【小売業】 専門家による業務フローの見直し	
導入前	社内独自の方法により業務を行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 専門家による指導・研修を受ける ➤ 現状把握から改善方法の提案を受ける ➤ ムダの削減により収益アップにつながり、従業員のスキルも向上した

【飲食業】 食器洗浄機の導入	
導入前	手作業で行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 洗浄・消毒を機械化した ➤ 洗浄時間が大幅に短縮された ➤ 時間に余裕ができ、接客対応の向上がみられ、回転率も上がった

【サービス業】 除雪機を導入	
導入前	人力により事務所周辺の除雪を行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 手作業で行っていた除雪作業時間が軽減された ➤ 従業員への身体的負担が軽減された

<お問い合わせ先> 業務改善助成金 コールセンター TEL 0120-366-440	<申請先> 福井労働局雇用環境・均等室 福井市春山 1-1-54 TEL 0776-22-0221	<賃金上げに向けたワンストップ無料相談窓口> ふくい働き方改革推進支援センター 福井市西木田 2-8-1 TEL 0120-14-4864
--	---	---

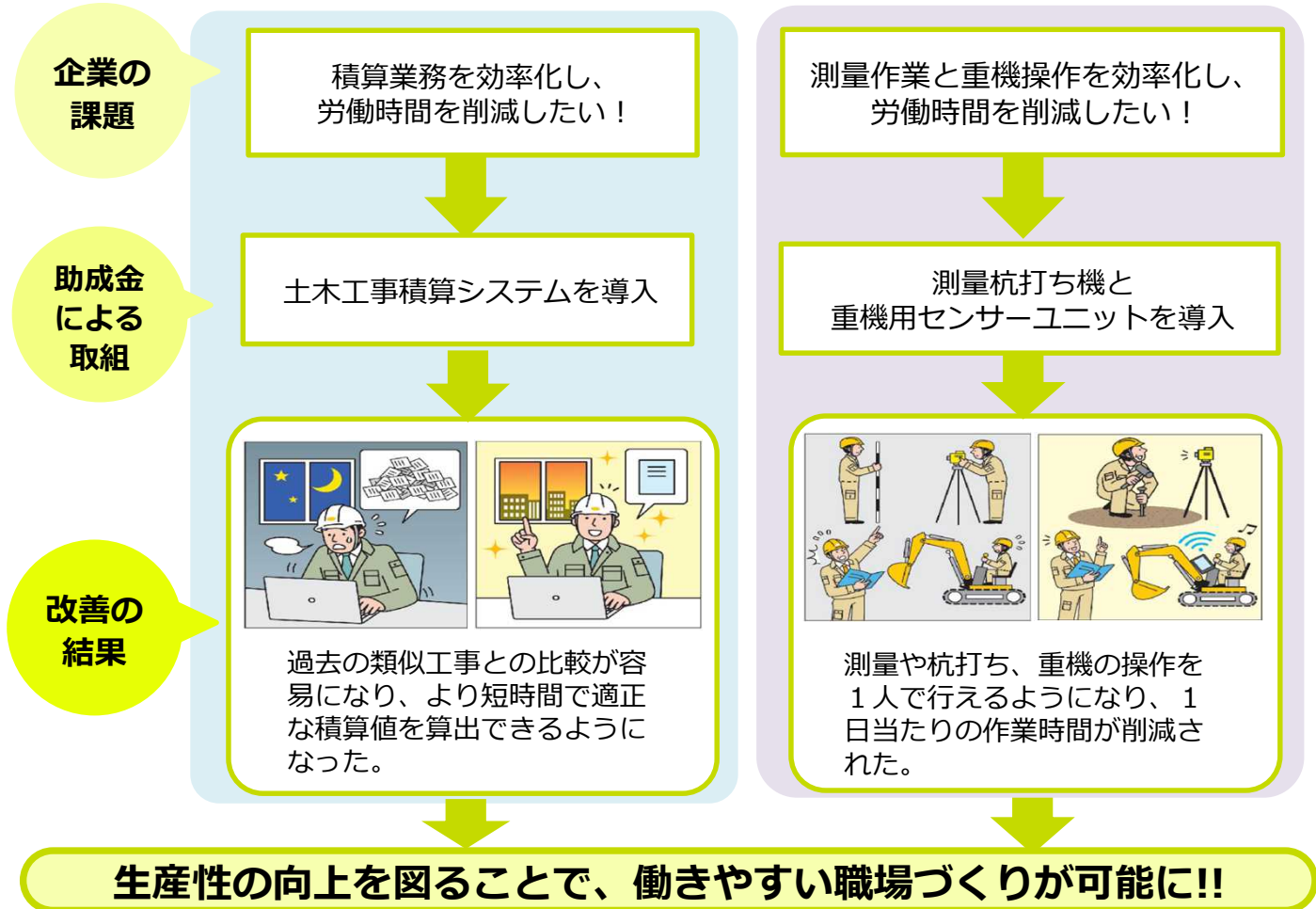


令和5年度「働き方改革推進支援助成金」 適用猶予業種等対応コース（建設業）のご案内

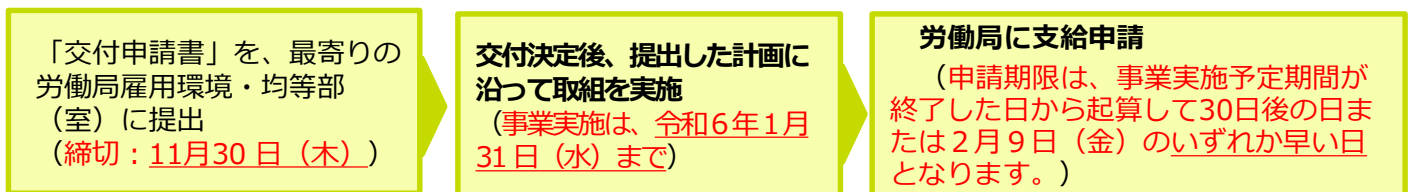


令和6年4月1日から、建設業にも、**時間外労働の上限規制が適用されます。**
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や週休2日制の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例



ご利用の流れ



(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、**11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。**

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。



申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら
(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)



(2023.4)

適用猶予業種等対応コース（建設業）の助成内容

対象事業主

以下のいずれにも該当する事業主です。

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第139条第1項に定める工作物の建設の事業その他これに関連する事業として厚生労働省令で定める事業を主たる事業として営む中小企業事業主(※1)であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
3. 交付申請時点で、36協定を締結していること。
4. 下記「成果目標」②を選択する場合、交付申請時点の所定休日数が4週当たり4日から7日であること。

(※1)中小企業事業主の範囲

以下のいずれかの要件を満たす企業が中小企業になります。

- ・資本または出資額が**3億円以下**
- ・常時使用する労働者が**300人以下**

助成対象となる取組 ～いずれか1つ以上を実施～

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
- ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取り組み
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※3)
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※3)

(※2) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

(※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標

以下の「成果目標」から1つ以上を選択の上、達成を目指して取組を実施してください。

- ① **月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間を縮減**させること。

- ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定
- ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80時間以下に設定

- ② 全ての対象事業場において、4週における**所定休日を1日から4日以上増加**させること。

上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引き上げを行うことを成果目標に加えることができます。

助成額

左記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。【助成額最大830万円】

助成額	以下のいずれか低い額
	I 以下1～2の上限額及び3の加算額の合計額 II 対象経費の合計額×補助率3/4(※4) (※4) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

【Iの上限額】

1. 成果目標①の上限額

事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定	250万円	200万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月80時間以下に設定	150万円	—

2. 成果目標②の上限額：1日増加ごとに25万円(※5) (最大100万円)

(※5) 年間における所定休日数を定めている場合は、以下の計算式により、4週間当たりの所定休日を算出します。

$$(\text{年間所定休日数}) \div (365 \text{日} \div 7) \times 4$$

3. 賃金引き上げの達成時の加算額

(常時使用する労働者数が30人以下の場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円(上限300万円)
5%以上引上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円(上限480万円)

(常時使用する労働者数が30人を超える場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円(上限150万円)
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円(上限240万円)